

○組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 49 年 2 月 26 日 条例第 17 号)

改正 昭和 50 年 2 月 26 日条例第 3 号

昭和 50 年 7 月 10 日条例第 8 号

昭和 52 年 7 月 29 日条例第 3 号

昭和 59 年 3 月 1 日条例第 2 号

平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号

平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号

平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号

平成 15 年 8 月 20 日条例第 1 号

平成 20 年 9 月 9 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第 2 条 議員が招集に応じ又は委員会に出席したときは、議員報酬を支給するものとし、その額は、次のとおりとする。

日額 7,000 円

(費用弁償)

第 3 条 議員が前条に定めるもののほか、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

第 4 条 この条例に定めるものを除くほか、議員の議員報酬及び費用弁償の支給方法については、職員等の旅費支給に関する条例（昭和 49 年組合条例第 19 号）に支給する例による。

附 則

1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

2 組合議会議員の費用弁償に関する条例（昭和 45 年条例第 7 号）は、廃止する。

附 則（昭和 50 年 2 月 26 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 7 月 10 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 7 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 3 月 1 日）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車 賃 (1 キロメー トルにつき)	定額雑費 (1 日につき)	宿 泊 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
旅客運賃 急行料金	実 費	別に定める額	1,000 円	11,000 円	2,200 円